

# はじめに——学童保育の歴史的・制度的発展と世田谷「新BOP」をめぐる動向

世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会  
会長 田嶋信雄（千歳小学校）

## I 働く保護者の運動の成果としての学童保育

第二次世界大戦敗戦後、女性の社会進出にともない、共働き家庭ないし一人親家庭の児童の放課後保育を確保することが、働く保護者の切実な要求となりました。こうした働く保護者は自主的に父母会を結成し、資金と保育料を出し合い、施設を確保するとともに、指導員を自ら雇用し、自主的な共同保育事業を興していきました。

学童保育事業を求める保護者の運動は、さらに、公的な学童保育の施設およびサービスを求める運動としても展開されました。こうした運動により、たとえば世田谷区でも、1960年代の半ばから公設・公営の学童保育が開始され、1990年代半ばには、区内の約8割の小学校区に公的な学童保育サービスが普及しました（本『総会資料』の「学童保育の歴史」をも参照のこと）。

「共同保育」であれ「公的な保育」であれ、学童保育を求める運動は、学童クラブ「つくり運動」と呼ばれました。学童保育では、「まず学童クラブがあって父母会が出来る」のではなく、逆に、「まず父母会があって学童クラブが出来る」というのが重要な特徴の1つでした。その自主的な精神は、現在も全国の学童保育運動の根幹をなしています。

## II 学童保育をめぐる法的・制度的な状況

### 1 「子どもの権利条約」の批准（1995年）

こんにち、働く保護者の子弟に放課後の生活を保障する必要性は、国際的にも共通の認識として定着しつつあります。1995年、日本は「子どもの権利条約」を批准しましたが、この条約は「働く父母を持つ児童は、それにふさわしい施設およびサービスを楽しむ権利を有する」と宣言し、学童保育サービスを提供することが国の責務であると謳っています。この条約は、学童保育の法的な指針の一つとして、国内的にも重要な意義を有することとなりました（本『総会資料』に抜粋）。

### 2 児童福祉法の改正（1997年）

学童保育運動の展開および国際的な認識の深まりを受け、日本の行政も、学童保育事業の行政的な必要性について、徐々に認識せざるを得ませんでした。学童保育運動の側でも、学童保育の制度化＝「法制化」を目指し運動を積み上げていきました。

このような展開の中で、1997年、児童福祉法が改正され、ついに学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化されました（本『総会資料』に抜粋）。戦後に学童保育が産声を上げ、その後学童保育運動が全国的な高揚を開始して以来、実に50年の歳月が必要でした。

### 3 政府の重要課題に（2002年）

2002年、小泉首相は所信表明演説で「放課後児童健全育成事業は国の重要な課題」と位置づけました。これは、政府自らが学童保育事業の重要性を指摘した点で、画期的な意味を持ちました。翌2003年にも小泉内閣は、所信表明演説の中で学童クラブ事業の必要性を明確にしました。こうして、政府演説における学童保育事業の重要性の確認は、ほぼ定着したと言ってよいでしょう。学童保育事業は、政府の重要課題の1つとして、確固たる位置を占めるに至ったのです。

### 4 次世代育成支援対策推進法の制定（2003年）

さらに、急激に進行する少子化現象をふまえ、2003年9月、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方自治体及び一定規模以上の事業所は、子育て支援のための「行動計画」を策定することが義務づけられました（本『総会

資料』に抜粋)。世田谷区でも、2004年度内にこの「行動計画」を策定するとしています。現在、区役所の関係する所管で検討が進められているようですが、この「行動計画」の中に学童保育を積極的に位置づけさせることが重要な課題となっています。

### Ⅲ 世田谷区における学童クラブと「新BOP」の現状

#### 1 「全児童対策」と学童保育の統合(=「新BOP」)の進展

世田谷区では、1999年度より6年間(当初、5年間)の予定で「全児童対策」であるBOP(Base of Playingの略)と「放課後児童健全育成事業」(学童保育)の統合(=「新BOP」)が進められ、今年には区内64小学校のうち、設備の点で条件の整わない2校(船橋および砧南)を除く62校で「新BOP」が実施されています。

#### 2 施設基準と運営体制の後退

以前の学童クラブでは、参加児童の定員(最大55人まで)を設けていましたが、新BOPではこれを廃止しました。また、以前の学童クラブでは児童一人あたり1,5㎡以上という面積基準が設けられていましたが、新BOPでも廃止し、参加児童数に関係なく「おおむね2教室」という基準にしました。また、以前の学童クラブでは55人の定員に3名の常勤職員が配置されていましたが、現在はどんなに参加児童が多くても常勤職員は2人まで(必要な場合非常勤とアルバイトで補充)となりました(本『総会資料』に世田谷区の関係要綱・要領を掲載)。

#### 3 大規模校・過密校に矛盾が集中

このような施設基準・運営体制の矛盾は、とりわけ大規模校・過密校に集中的に現れることとなりました。桜丘小学校(児童数885名)および千歳小学校(同860名)では、今年、学童クラブ参加児童の数が100人を越えており、BOP児童を含め、毎日平均170名以上の児童が新BOPを利用しています。こうした新BOPでは、出欠確認の徹底が難しく、児童全員に目が届かず、怪我也増えていると報告されています。また、手をかけたおやつや遠足・観劇などの行事が出来なくなるなどの弊害が出ており、さらに父母会運営にも深刻な影響が生じています。

#### 4 求められる連絡協議会の活性化

世田谷区は、「各新BOPの運営については、連絡協議会で決めてほしい」と現場に下駄を預け、区としての統一的な「新BOP内学童クラブ運営要綱」の制定にまったく意欲を示しておりません。また、各校ごとに連絡協議会(学校・保護者・地域代表らで構成)のもたれ方もまちまちですが、区は、連絡協議会の標準的な運営の仕方についても指針を示していません。そうであればなおのこと、学期に1度は連絡協議会を開催し、決められた事項をしっかりと確認し、引き継ぎを行っていくことが重要です(本『総会資料』に千歳小学校の「連絡協議会まとめ」を掲載)。

### Ⅳ 「新BOP完成後」に向けて

#### 1 隣接自治体における学童クラブの廃止

昨年度、川崎市では、学童クラブが廃止され、全児童対策である「わくわくプラザ」(世田谷区のBOPに相当)に一本化されました。また、品川区では、「勉強もできる全児童対策」とされる「すまいるスクール」を区内各小学校に段階的に導入し、やはり学童クラブを全廃しようとしています(本『総会資料』に資料を掲載)。学童クラブを廃止して「全児童対策」に一本化する動きは、このように、都市部を中心に、全国に広がりつつあります。

#### 2 学童保育の見直しに向かう世田谷区

一方世田谷区では、行政が、区議会での質問に答える形で、1)おやつ問題等を含めた新BOP運営体制の見直し、2)常勤職員の非常勤化などを含めた職員体制の見直しを行っていく、と声明しています。つまり、世田谷区の学童保育はいま大きな曲がり角に来ているのです。先輩保護者の運動の成果である学童保育を守り、その豊かな内容を後退させることなくこれからの世代に引き継いでいくために、いま世田谷区の学童保育運動の力量が問われています。